

最高裁判所 契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成20年3月17日(月)最高裁判所中会議室
委員	委員長 野澤正充(立教大学大学院法務研究科教授) 委員 相川信一(元会社役員) 委員 深山雅也(弁護士)
審議対象期間	平成19年4月1日~平成19年9月30日
委員長及び委員長代行の選出等	委員の互選により野澤委員が委員長に決定。 また、深山委員を委員長代行に指名。 次回委員会における審議案件抽出事務を深山委員に委任。
議事運営要領の決定	別紙第1のとおり
契約の現状等の説明	1 平成19年度上半期における契約の状況 2 所管公益法人等との随意契約の状況
個別審議案件	30件(契約相手方は、いずれも財団法人司法協会)
	<p>契約件名：民事執行事件及び破産事件の各事務処理補助業務            契約金額：48,458,182円            契約締結日：平成19年4月2日            契約方式：随意契約(企画競争)            契約庁：東京地方裁判所</p> <p style="text-align: right;">ほか4件</p>
	<p>契約件名：民事事件記録の原本分離事務補助業務            契約金額：19,690,944円            契約締結日：平成19年4月2日            契約方式：随意契約(企画競争)            契約庁：東京地方裁判所</p> <p style="text-align: right;">ほか1件</p>
	<p>契約件名：家事相談(家事事件手続説明)業務            契約金額：71,001,000円            契約締結日：平成19年4月2日            契約方式：随意契約(企画競争)            契約庁：最高裁判所</p>

	<p>契約件名：供述録音テープ反訳業務          契約金額：22,800円          契約締結日：平成19年4月2日          契約方式：随意契約（性質随契）          契約庁：東京高等裁判所</p> <p style="text-align: right;">ほか21件</p>
委員からの意見 ・質問，それに対する回答等	別紙第2のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

(別紙第1)

## 契約監視委員会議事運営要領

(平成20年3月17日 契約監視委員会決定)

### 1 会議及び議決

- (1) 契約監視委員会(以下「委員会」という。)の会議は、委員長が招集する。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

### 2 持回り会議

- (1) 委員長は、やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって1の会議の開催に代えることができる。
- (2) 委員長は、前項の措置を講じたときは、次に開催される会議においてその結果を報告するものとする。

### 3 抽出の委任

- (1) 委員会は、あらかじめ指定した委員に、平成19年11月28日付け「契約監視委員会設置要領」(以下「設置要領」という。)第1に規定する抽出に関する事務を委任することができる。
- (2) 前項により指定された委員は、抽出した結果を設置要領第3に規定する会議において報告するものとする。

(別紙第2)

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>1 各案件共通</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 企画招請時においては、企画提案参加希望者に対してどのような案内方法を執ったのか。</li><li>・ 説明会には何者参加したのか。</li></ul> <p>2 個別審議案件</p> <p>(1)民事執行事件及び破産事件の各事務処理補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕様中で「書記官事務の知識」を求めると、条件をかなり絞り込んでいる印象を与えるのではないか。実際に書記官事務の経験がなければだめなのか。必ずしも知識がなくても、たとえば発送業務はただ郵便局に持ち込むような作業であって特別なことではないし、法律事務所の事務職員経験者であれば、日常的にやっていることである。</li><li>・ 業務を行うことができる民間の業者はどれくらいあるのか。 そもそもそういうものが業として成り立つかということであるが、相当の知識なり経験を持った人を集めるとなると、それなりのコストがかかる。仮にそういった業者が結果的に存在しなくなったとすれば、今と変わらないということになるが、それはそれで仕方がないのではないかと思う。</li><li>・ 今後の方向性として、具体的に業務委託するとしたら、どのあたりが中心となるのか。必要な庁において必要な限度で業務委託を行うということになるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 裁判所のホームページで公表した。また、説明会においてより詳細な説明をしている。</li><li>・ 最高裁判所で行った家事相談（家事事件手続説明）業務委託については1者のみであった。各庁が行った他の業務についても、契約の相手方以外の者が参加したとの情報は受けていない。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的に「書記官事務の知識」というのは、裁判所職員でなければ知り得ないものではなく、公開された法令や規則で確認すれば、書記官事務の知識を得るに何ら差し支えないと考えている。</li><li>・ 法律事務所の経験者を支配下に置いて、管理して請け負うような団体が仮にあれば可能かもしれない。しかし、業務委託は派遣ではないので、1人2人の経験者がいたからといって、その人を募集するということとはできない。一定の業務を請け負って、責任を持って遂行していくような業者がいない限りは、一般に市場が形成されているとは言えないのではないか。</li><li>・ 一般競争になじむものとして、書記官事務の知識があまり求められない事務が対象になると考えられる。また、業務委託をするにしても、一定量の業</li></ul>

<p>・今後の具体的な随意契約見直しのスケジュールは決まっているのか。</p> <p>(2)民事事件記録の原本分離事務補助業務 ・今後の具体的な随意契約見直しのスケジュールは。</p> <p>(3)家事相談（家事事件手続説明）業務 ・家事相談（家事事件手続説明）の業務委託については、非常に専門性が高いので、本来的には性質随契の案件だと思われるが、随契見直しということで企画競争を実施することも仕方がないのかなと思う。</p> <p>・業務を行うことができる民間の業者はどれくらいあるのか。</p> <p>・今後の具体的な随意契約見直しのスケジュールは。</p> <p>(4)供述録音テープ反訳業務 ・会議を反訳するという事は、いくらでもやっているし、当該企業の企業秘密について守秘義務を負わせ、その業種、業態の知識を理解させながら反訳を行わせることは可能であろう。</p> <p>・今後の具体的な随意契約見直しのスケジュールは。</p>	<p>務が必要であると考えており、今後、これらの点を踏まえて検討していきたい。</p> <p>・今後の検討にもう少し時間がかかるものと考えている。</p> <p>・今後は業務委託の予定はない。</p> <p>・（民事執行事件及び破産事件の各事務理補助業務における回答と同じ）</p> <p>・競争入札には馴染みにくいと考えているが、どういう形で残すことができるかということも含め、さらに検討する必要があり、具体的なスケジュールまでは確定していない。</p> <p>・録音反訳は一般競争に馴染みやすいとは考えている。ただ、全国のどこの裁判所でも行っているものであるところ、同業務を1者で賄えるほど大きな業者はないため、複数落札制度という方式で価格競争を取り入れていくことを検討している。</p> <p>・平成21年度契約から複数落札制度による一般競争入札によることを検討している。</p>
---	---